

(写)  
4西健地第1310号  
令和4年12月5日

西東京市監査委員 櫻井 勉 殿

西東京市監査委員 橋本 勇 殿

西東京市監査委員 佐藤 公男 殿

西東京市長 池澤 隆史  
(公印省略)

令和3年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

令和4年3月31日付3西監第196号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、契約書類・添付書類に不備のあるものが見受けられた。 契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>指摘事項について課内職員で情報を共有するとともに、契約事務の手引き及び主管課契約簡易マニュアルにより、適正な事務処理内容を確認した。 また、チェックシートを活用して、書類の記載漏れ、契約書類、添付書類の不備が無いよう、起案者、係長及び決裁者で確認することを周知・徹底した。</p>
指摘事項 2	<p>記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、使用日時及び使用者名などを記録すること、使用後には記録媒体内のデータを消去することを定めているが、使用記録簿に記録していないもの、記録媒体内のデータを消去していないものが見受けられた。 手順にのっとり適正な管理を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順（以下「手順」という。）を再度確認し、使用日時及び使用者名の記録、記録媒体の使用後はデータの消去を行い、記録媒体の適正な管理・運用を行うとともに、課内に周知・徹底を図った。 また、管理者においても定期的に確認を行っていく。</p>